



## 改正に係るQA

Q 睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は、どのように行うのですか？ 睡眠時間が一定時間以下であった場合に乗務させてはならない等の基準はありますか？

A 睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれがあるか否かの判断は、運転者の自己申告や、運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断することとなります。

なお、睡眠時間が何時間必要かどうかに関しては、運転者により個人差があるため、今回の改正においては、睡眠時間が一定時間以下であった場合に乗務させてはならない等の基準を設けていません。

Q きちんと休息期間を設け運行を指示していたにもかかわらず、運転者から睡眠不足であると申告された場合は、どうしたらよいですか？

A 輸送の安全の確保の観点から、運転者から睡眠不足である旨の申告があった場合は、当該運転者を乗務させてはなりません。

また、事業者が改善基準告示を遵守した休息期間を設け、運行を指示をしている場合であっても、運転者の睡眠時間が十分でない場合には、運転者に対して、乗務の前日にはきちんと睡眠をとるよう指導を行う等の対応が必要となります。

Q 施行日までの期間が短いため、点呼簿に睡眠不足の状況についての記録欄を設けるなどの様式変更が間に合わないことも想定されますが、その場合はどうしたらよいですか？

A 点呼簿の様式は特に定められていませんので、睡眠不足の状況についての記録欄がある点呼簿の用意が施行日までに間に合わない場合や、睡眠不足の状況についての記録欄がない点呼簿がまだ余っている場合等は、既存の点呼簿の余白部分に、睡眠不足の状況について確認した結果を記入していただければ結構です。

○その他Q&Aについては、パブリックコメントの結果概要(下記URL)をご参照ください。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155180914&Mode=2>

## その他

その他、本改正の詳細については、国土交通省ホームページ下記URLをご参照下さい

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000341.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html)

○本改正に関するお問い合わせ先

▼ 北陸信越運輸局 自動車技術安全部	保安・環境調整官	Tel 025-285-9164
▷新潟運輸支局 検査整備保安部門	保安担当	Tel 025-285-3125
▷長野運輸支局 検査整備保安部門	保安担当	Tel 026-243-5525
▷富山運輸支局 検査整備保安部門	保安担当	Tel 076-423-0892
▷石川運輸支局 検査整備保安部門	保安担当	Tel 076-291-7852